

平成27年度第1回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 平成27年9月16日(水)  
午後3時～4時2分
- 2 場 所 流山市ケアセンター 第1研修室
- 3 出席委員 堀江委員、安蒜委員、田根委員、伊藤委員、清水委員  
水嶋委員、荒木委員、井田委員、吉田委員、永元委員、  
藤代委員、近江委員
- 4 欠席委員 長岡委員
- 5 事務局 後田教育長  
田村学校教育部長  
小澤学校教育部次長兼学校教育課長  
学校教育課 中野課長補佐、染谷係長、渋木管理主事  
下出主事
- 6 議 題 (1) 会長、副会長選出について  
(2) 審議会の公開及び会議録の作成方法について  
(3) 通学区域について  
(4) 通学区域の見直しについて
- 7 傍聴人 なし

( 中野課長補佐 )

ただいまから、平成 27 年度第 1 回流山市通学区域審議会を開催いたします。本日の日程としましては、はじめに、教育長から皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。続きまして「会長及び副会長の選出」を行い、その後、「審議会の公開及び会議録の作成方法について」「通学区域について」「通学区域の見直しについて」事務局から説明をさせていただきます、そして皆様に審議いただく予定となっております。

それでは、後田教育長から委嘱状を交付させていただきます。教育長が皆様の席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが順番が参りましたら、御起立願います。

委嘱状交付

( 中野課長補佐 )

教育長から御挨拶申し上げます。

教育長挨拶

( 中野課長補佐 )

本日は、委嘱後初めての会議ですので、委員名簿順で自己紹介をお願いします。

委員自己紹介

次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

職員自己紹介

( 中野課長補佐 )

教育長は、公務のため、本日はこれもちまして退席とさせていただきますので、御了承願います。

教育長退席

( 中野課長補佐 )

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。流山市通学区域審議会条例第 6 条第 2 項で「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定されております。本日の会議は委員 13 名中 12 名の出席、1 名の欠席となっておりますので、委員の半数以上の出席ですので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者はおりませでしたので御報告します。

次に、事前に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。審議会次第 A 4 判 1 枚、委員名簿 A 4 判 1 枚、議題 A 4 判両面で 1 頁～ 6 頁、資料として両面で 1 頁から 3 2 頁ですが、不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御了承願います。

資料の 1 頁を御覧願います。議題 1 「会長、副会長選出について」ですが、本審議会では現在会長を選出しておりませんので、流山市通学区域審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出に入らせていただきます。なお、本審議会は流山市通学区域審議会条例第 6 条の規定に会長が会議の議長となると定められておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、学校教育部長が仮議長を務めさせていただきます。学校教育部長は仮議長席へお願いいたします。

（田村部長）

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願います。それでは、会長の選出に入らせていただきます。互選の方法といたしましては、立候補や指名推薦などの方法が考えられる訳でございますが、何か御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

（荒木委員）

なかなか意見が出ないのであれば、事務局で考えがあればお願いしたいと思いますが。

（田村部長）

事務局の考えがあれば。

（小澤次長）

会長には、校長会の代表であります伊藤明委員にお願いできればと考えておりますが。

（田村部長）

事務局では、会長に伊藤委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

（委員）

異議なし

( 田村部長 )

それでは、異議なしということですので、伊藤委員、会長をお引き受けいただけますか。

( 伊藤委員 )

了承いたします。

( 田村部長 )

ありがとうございます。それでは伊藤委員に会長を務めさせていただくことで、決定いたしました。伊藤委員どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長が決定いたしましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきます。

( 中野課長補佐 )

ここからは伊藤会長に議事の進行をお願いいたします。

( 伊藤会長 )

会長を務めさせていただきます伊藤です。よろしくお願いいたします。先程の教育長の話で、毎年300人の児童生徒が増えていくとなると、通学区域の見直しをしなければいけない学校もあり、それぞれの家庭では重要な課題だと思っておりますので、その重責を委員方々とかみしめながら進めていきたいと思っております。それでは、次に副会長の選出ですが、副会長については、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定では、委員の互選により選出と規定されていますが、いかがいたしましょうか。

( 近江委員 )

会長一任したいと思っております。

( 伊藤会長 )

会長一任という意見がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。

( 委 員 )                      異議なし

( 伊藤会長 )

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。吉田委員をお願いいたします。

( 伊藤会長 )

それでは、議題2の「審議会の公開及び会議録の作成方法について」事務局から説明をお願いいたします。

( 中野課長補佐 )

議題 2 「審議会の公開及び会議録の作成方法について」御説明させていただきます。議題 2 につきましては、委員の皆さま方には「審議会の公開及び会議録について」のうち「会議録の作成方法について」審議をしていただきたいと思います。

資料の 4 頁を御覧願います。審議会の公開については、流山市市民参加条例第 8 条の「審議会等の会議の公開等」で、「審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができる定められているときは、この限りではありません。」と規定されております。当審議会では他法令の規定がありませんので、公開とさせていただきますのでよろしく願います。

次に、会議録の作成方法についてですが、流山市市民参加条例第 9 条の「審議会等の会議録の作成及び公表」で、「審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。」と規定されております。5 頁を御覧願います。流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針、7 頁御覧願います。第 11 条の「会議録等の作成」で、「審議会等は公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として 1 か月以内に、会議録又は議事要旨を調製しなければならない。」と規定されております。4 頁を御覧願います。公表については、流山市市民参加条例第 9 条第 2 項で「会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません」と規定され、公表の際には発言者を明らかにすることとされておりますことから、会議録などの作成形式、決裁方法を定める必要がございます。

事務局といたしましては、会議録の作成につきましては、発言の一字一句を掲載するのではなく、発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えております。また、作成した会議録の確認方法としましては、発言者に要旨を確認後、会長及び副会長に内容を確認していただき、決裁を受けるという方法を考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

( 伊藤会長 )

ポイントは、2つです。発言の趣旨をまとめた議事要旨とする。全部、委員の発言を議事録にするのではなく、要旨とし、会長、副会長に決裁を受け、1か月後までに公開するとの事です。いかがでしょうか。

(田根委員)

事務局の提案でよろしいと思います。

(委員) 異議なし

(伊藤会長)

異議なしということですので、会議録の作成については、その方法で進めさせていただきます。

次に、議題3「通学区域について」事務局から説明をお願いいたします。

(中野課長補佐)

議題3 通学区域について御説明させていただきます。委員の皆様方には、これから2年間、通学区域の見直しについて、御審議をお願いするところですが、はじめに通学区域の決め方等の規定について、御説明させていただきます。

関係資料として、資料の9頁から11頁に関連法令等(抜粋)として「学校教育法施行令」、「学校教育法施行規則」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」、「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を載せております。

それでは、議題3 通学区域について、1頁を御覧願います。

1 通学区域を定める規定についてですが、通学区域を定める法律につきましては、学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められ、本市では、小学校16校、中学校9校が設置されていますことから、就学すべき小学校、中学校を指定しなければなりません。

資料14頁を御覧願います。本市の児童・生徒が就学すべき小学校及び中学校の通学区域については「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」で定めております。

次に、どのようにして通学区域を決めるかについて御説明いたします。

1 頁を御覧願います。2 通学区域についての規定について御説明します。法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針で、「小学校」は、

- ( 1 ) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- ( 2 ) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- ( 3 ) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。とされております。「中学校」も同様でございます。

次に3 通学距離の規定について御説明いたします。

通学距離の規定につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令で、通学距離は、「小学校にあってはおおむね4 Km、中学校にあってはおおむね6 Km 以内であること。」と定められており、市内の小中学校は同規定に則り、小学校は4 Km 以内、中学校は6 Km 以内の通学距離となっております。

次に4 通学経路について御説明いたします。通学経路につきましては、法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とされております。

2 頁を御覧願います。5 適正な学校規模について御説明いたします。

学校規模の学級数につきましては、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校の学級数については、同規則第79条に「第41条の規定は、中学校に準用する」と規定されております。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件に「学級数がおおむね12学級以上18学級まで」とされております。

資料の32頁を御覧願います。市内の現状としましては、小学校16校の内、11学級以下が2校、12学級以上18学級以下が5校、19

学級以上が9校でございます。中学校9校の内、11学級以下が3校、12学級以上18学級以下が5校、19学級以上が1校でございます。

2頁を御覧願います。6 地域コミュニティについて御説明いたします。規定等はありませんが、学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要があると考えております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

(伊藤会長)

通学区域の説明がありました。質問等がありましたらお願いします。

質疑なし

(伊藤会長)

質問がないようですので、次に、議題4「通学区域の見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

(中野課長補佐)

次に、議題4「通学区域の見直しについて」御説明いたします。

平成17年8月につくばエクスプレスが開業し、沿線区域で施行されている土地区画整理事業により宅地が整備されています。特に、流山おおたかの森駅を中心とした新市街地地区では、乗換駅としての利便性や緑豊かな環境等から、大規模なマンションの建設、宅地分譲が進み転入者が増加しています。とりわけ若い世代の転入が多く、子どもが急増している状況であることから、小山小学校等の教室が不足することが見込まれたため、平成27年4月に「おおたかの森小学校」「おおたかの森中学校」を新設したものです。小山小学校は、平成26年度児童数968人で、おおたかの森小学校が開校した平成27年度は、663人と児童数が緩和されましたが、今後、児童数が急増することが見込まれています。

6頁を御覧願います。平成26年度に実施した児童推計は、平成26年4月1日現在の住民基本台帳の登録者を基に、新市街地地区で平成23年、24年、25年に建った戸建て住宅、マンション等の児童発生率を算出し、今後の整備面積に出現率を乗じて、今後の児童推計をいたしました。

表について、御説明させていただきます。東初石5丁目、東初石6丁目、十太夫、駒木の各年度の人数は、平成26年4月1日現在、住民基本台帳の登録者数です。例えば、平成32年度の1年生の人数は、平成26年4月1日現在の住民基本台帳の登録者で、平成25年4月2日から平成26年4月1日に生まれた方の人数です。増加の71人は、今後5年間で、転入等による自然増を見込んだ数です。

推計では、平成29年度には、平成26年度の児童数ぐらいとなり、平成30年度には、1,000人超え、平成32年度には1513人、43学級になると推計しております。児童数が増加することが見込まれることから、小山小学校を増築する計画ですが、将来的に教室不足が懸念されることから、小山小学校の通学区域について見直しの検討をすべきと考えております。

流山小学校については、通学区域内で、土地区画整理事業が施行され、児童数が平成24年度698人、平成25年度739人、平成26年度780人、平成27年度826人に増加しています。また、流山市役所南側にマンション計画が予定されています。マンション計画がはっきりしておりませんが、マンションの規模等によっては、教室不足が懸念されることから、今後、必要に応じて御審議をお願いしたいと考えております。

以上で、通学区域の見直しについて、説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

(伊藤会長)

南流山小学校も児童数が増えているのでは。

(中野課長補佐)

南流山小学校も児童数が増えています。今年度の児童数742人です。南流山小学校の隣に、今年の秋に300戸を超えるマンションができます。また、江戸川沿いにマンションが数年後に建設されます。推計では、平成32年度には、1200人位になる見込みです。南流山小学校は、児童数の状況を踏まえて段階的に増築する予定で、現時点では、南流山小学校の通学区域を見直す予定は考えておりません。

(伊藤会長)

見直しについて、主に小山小学校ですね。

(井田委員)

地名変更は、何年からですか。

(中野課長補佐)

換地処分の翌日から変更になります。現計画では、平成28年度末に換地処分と聞いております。

(井田委員)

地名や区域がはっきりすれば、通学区域を分けることは検討しやすい。今のままの地名や区域で通学区域を分けるのは難しいと思う。

(中野課長補佐)

町名変更をすることは、決定しております。

(吉田委員)

小山小の児童数ですが、今年度1年生175人入学しています。来年度は6年生74人卒業し、200人を超える1年生が入学し、児童数が増えます。おおたかの森駅前に257世帯のマンションが完売し、来年4月に入学します。来年度の1年生は、220人位になると予想され、それに伴い校舎を増築する計画です。また、200近い世帯のマンションの工事が始まり、29年度以降に入学してきます。非常に児童数が増加し、数年で26年度の児童数の水準になるようです。

(伊藤会長)

質問も出尽くしたようですが、その他として事務局から何かございますか。

(中野課長補佐)

次回の審議会は、年内に開催したいと考えております。日程が決まり次第、御連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

(伊藤会長)

長時間にわたり貴重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。